

中小企業等雇用調整補助金の対象期間延長

令和3年6月末までの休業を補助対象とします

豊田市は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ、休業手当を支給し、「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた事業者に対する市独自の上乘せ補助金の対象期間を延長します。

- 補助対象となる従業員の休業期間
（延長前）令和2年4月1日（水）から令和3年4月30日（金）における休業
（延長後）令和2年4月1日（水）から令和3年6月30日（水）における休業
- 申請受付期間
（延長前）令和2年6月22日（月）から令和3年9月30日（木）まで
（延長後）令和2年6月22日（月）から令和3年11月30日（火）まで
- その他
既に、当該補助金の交付を受けた事業主でも、補助額が上限額（1事業所当たり200万円）に達しておらず、延長後の期間内に従業員を休業させ、休業手当を支給している場合は、通算の補助額が上限額に達するまで申請が可能です。
- 予算
約4億7,000万円（令和2年度の繰越予算で対応）